

場所の提供等の禁止

39条

何人も、次の行為が青少年に対してなされ、又は青少年が行うことを知って、場所を提供したり、あっせんしてはなりません。



- ◆ みだらな性行為又はわいせつな行為
- ◆ 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤を使用する行為
- ◆ 入れ墨等を施す行為

違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

- ◆ とばく
- ◆ 薬品類等を不健全に使用する行為
- ◆ 喫煙又は飲酒

違反した者は、50万円以下の罰金に処せられます。

非行助長行為の禁止

43条

● 何人も、青少年に対し、次の行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、強要し、又はこれらの行為を行わせる目的で金品等を供与してはなりません。

- ◆ みだらな性行為又はわいせつな行為
- ◆ 大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤を使用する行為
- ◆ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐欺、窃盗、強盗、器物損壊、逮捕又は監禁
- ◆ 共同による暴走行為

違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

- ◆ とばく
- ◆ 薬品類等を不健全に使用する行為
- ◆ 喫煙又は飲酒
- ◆ 家出

違反した者は、50万円以下の罰金に処せられます。

● 何人も、青少年が行う上記の行為（喫煙又は飲酒、家出を除く。以下「著しい非行」という。）を容認すること又は著しい非行に関連する紛争の解決・鎮圧を行うことの対償として、金品等を要求したり、受けてはなりません。

違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

● 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする集団で、著しい非行を行うもの（以下「非行集団」という。）を結成、指導、援助してはなりません。

違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

● 何人も、青少年に対し、非行集団への加入を勧誘・強要したり、脱退を妨害してはなりません。

違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

● 何人も、青少年に対し、非行集団から脱退させないことを目的として、又は脱退することを容認する対償として、金品等を要求したり、受けてはなりません。

違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。